

総行公第49号
平成20年5月30日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各都道府県人事委員会事務局長
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）等の
一部改正について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が平成21年5月21日から施行されることに伴い、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-14-21）等が本日公布されました。

また、同法律の公布に伴い、労働基準法第7条（公民権行使の保障）に係る「労働基準法関係解釈例規について」（昭和63年3月14日基発第150号・婦発第47号）において、裁判員の職務が「公の職務」と解されているところです。

つきましては、各地方公共団体におかれては、これらの改正内容を踏まえ、下記事項にも留意の上、人事委員会規則等の改正について所要の措置を講じられるようお願いいたします。貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）に基づくものです。

記

- 1 人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第2号及び人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第2号は、裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員にも適用されるものであること。
- 2 裁判員等に支給される日当については、地方公務員法第38条第1項に定める「報酬」には当たらないことから、営利企業等の従事制限の許可を受ける必要はないこと。
- 3 改正人事院規則は、平成21年5月21日より施行となること。

問い合わせ先 公務員課公務員第四係 伊藤・安藤 電話 03-5253-5544（直通）
